

介護職員等処遇改善加算における取組について

当事業所では職員の処遇改善および職場環境の向上を図るため、介護職員等処遇改善加算 I 口を算定しております。

処遇改善加算の「見える化要件」に基づき、当事業所における「職場環境等要件」の取組み状況を以下の通り公表いたします。

職場環境等要件の取組み一覧

| 区分 (分野) | 当事業所の具体的な取組み内容 |
|--------------------|---|
| 1. 入職促進に向けた取組 | ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 |
| 2. 資質の向上やキャリアアップ | ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保 |
| 3. 両立支援・多様な働き方 | ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩有給休暇を取得しやすい雰囲気・意義作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている |
| 4. 腰痛を含む心身の健康管理の取組 | ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |
| 5. 生産性向上のための業務改善 | ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉑の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉑の取組みを実施している。 |
| 6. やりがい・働きがいの醸成 | ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やか内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてモチベーション向上に資する、地域の自動・生徒や住民との交流の実施 |